

○ 政策目標5－1：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

2. 内閣の基本的な方針との関連

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成23年度の事務運営の報告

業績目標 5-1-1：適切な関税改正の実施

[平成23年度実施計画]

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、平成23年度においても、この基本的な考え方に基づいて関税改正の検討を行っていきます。

各年度における関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っています。また、関係省庁から提出される関税改正要望について、その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、平成22年度においては、学識経験者、消費者の代表者からなる関税・外国為替等審議会・関税分科会企画部会において取りまとめられた「平成22年度関税改正に関する論点整理」を踏まえて関税改正案を策定し、これを税制調査会に諮った上で、関税改正の主要事項を平成22年度税制改正大綱に盛り込んでいます。平成23年度においても、これらの取組を着実に実施します。

[事務運営の報告]

(1) 関係府省からの関税改正要望において、要望する措置の効果等に関して記載を求ることにより関係府省の政策評価結果の活用に努めました。また、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取しました。

(2) 関税改正に係る検討結果は、関税・外国為替等審議会に報告され、改正の方向性についての審議が行われ、「平成24年度関税改正に関する論点整理」がまとめられました。

(3) 本論点整理を踏まえて関税改正案を策定し、これを政府税制調査会に諮った上で、関税改正の主要事項を平成24年度税制改正大綱に盛り込みました。

(4) これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、平成24年1月31

日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月30日に成立、同月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。

主な平成24年度関税改正の背景及び概要は以下の通りです。

イ 適切な関税率の設定

○ 内外の経済情勢の変化等への対応

- ・ 国内産業の保護の必要性や国内需要者のニーズ、消費者への影響等を勘案しつつ、社会・経済情勢の変化を踏まえ、個別品目の関税率の設定等を行っています。

【改正概要】

① 個別品目の関税率の改正

- 漢方薬原料及びふつ化水素について、基本税率を無税としました。

② 暫定関税率等の適用期限の延長等

- 暫定税率(433品目)、特別緊急関税制度及び牛肉等に係る関税の緊急措置(牛肉についての発動基準の特例を含む。)の適用期限を1年延長しました。

③ 特恵関税制度に係る改正

- 産品の競争力に基づく国別・品目別特恵適用除外措置により、中国を原産とする視力矯正用眼鏡等12品目を特恵適用の対象から除外しました。
- コソボを特恵受益国等に追加しました。
- 英領アンギラ地域等7地域を特恵受益国等から除外しました。

ロ 関税制度の改善

○ 貿易円滑化のための税関手続の改善

- ・ 我が国においては、輸出入申告を適正かつ迅速に処理するため、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACC S)を導入し、現在、輸出入申告の約98%を電子的に処理しています。これまで、輸出入申告に際しては、その適正性を確認するため、原則として仕入書を税関に提出しなければならないこととしていましたが、NACC Sにより行われる輸出入申告のうち、書類の審査及び貨物の検査が不要と判断されるものについては、輸出入の許可後3日以内に仕入書等の通関関係書類を税関に提出してもらい、必要に応じ、事後的に輸出入申告の適正性を確認してきました。

【改正概要】

通関関係書類についてのペーパーレス化を推進するため、税関長が輸出入の許可の判断のために必要があるときに仕入書の提出を求めることとし、また、仕入書を提出しない場合でも、事後的に輸出入者等のもとに赴き、関係帳簿書類の検査等により輸出入申告の適正性が確認できるよう、仕入書や電子取引を行った場合の当該取引に係る電磁的記録の保存を義務付けることとしました。

- ・ 貨物を詰めて輸入された後に再輸出されるコンテナー又は空で輸入された後に貨物を詰めて再輸出されるコンテナーについては、輸入する際の関税及び消費税を免除することとしています。当該関税及び消費税の免除を受けて輸入されたコンテナ

一（以下「免税コンテナー」という。）については、原則として3か月以内に再輸出しなければならず、また、国内運送への使用に当たっては、あらかじめ税関長に届け出た上、合理的な経路において1回に限る等の条件が課されていました。

【改正概要】

更なる貿易円滑化及び物流コスト削減の観点から、免税コンテナーについて、再輸出期間の原則を1年に延長するとともに、国内運送への使用に係る条件を廃止することとしました。

○ 税関における水際取締りの充実・強化

- ・ 米国同時多発テロ事件以降、国際貿易の安全確保と円滑化に向けた取組みが国際的に進み、我が国においても、平成19年2月から、我が国に入港しようとする外国貿易船の船長に対し、原則として入港の24時間前までに積荷情報を税関に報告することを義務付け、要注意貨物の選定に活用してきました。他方、WCO（世界税関機構）において取りまとめられた、税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化の両立のために国際的に実施すべき方策についてのガイドラインでは、海上コンテナ一貨物に係る積荷情報について、外国の港における船積み前までに電子的に税関が入手すべきとされ、既に米国等の諸外国においては、外国の港における船積み24時間前までに、より詳細な積荷情報を電子的に報告することを義務付けています。

【改正概要】

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナー貨物に係る積荷情報について、当該船舶の運航者等及び当該コンテナー貨物の荷送人に対し、原則として当該コンテナー貨物の積出港を当該船舶が出港する24時間前までに電子的に報告することを義務付けました。

- ・ 我が国税関と外国税関当局との情報交換において、関税法上、我が国が提供した情報は、外国における刑事手続に使用することができないという制約があり、外国との情報交換は相互主義が原則であることから、我が国においても外国から入手した情報を刑事手続に使用することができない状況にありました。他方、近年、犯罪組織のグローバル化、密輸手口の悪質・巧妙化が進み、犯則事実を立証するためには、これまで以上により多くの情報が必要な状況となっています。

【改正概要】

我が国税関が外国税関当局に提供した情報について、一定の要件の確認を前提として、当該外国における刑事手続に使用することに同意することができることとし、もって我が国においても外国税関当局から入手した情報を刑事手続に使用することができるよう、制度を整備しました。

- ・ 関税法においては、無許可輸出入罪等の関税法上の罪に該当する違反行為が法人等の業務又は財産について行われたときは、その違反行為者を罰するほか、その法人等に対しても罰金刑を科すこととしています（いわゆる両罰規定）。両罰規定を

適用する場合、関税は脱罪については、法人等に対する公訴時効期間と違反行為者に対する公訴時効期間は同一の期間としていましたが、関税は脱罪以外の違反行為については、法人等に対する公訴時効期間（3年）と違反行為者に対する公訴時効期間（7年又は5年）との間に差異が生じる場合がありました。

【改正概要】

両罰規定を適用することとしている関税は脱罪以外の違反行為について、法人等に対する公訴時効期間と違反行為者に対する公訴時効期間を同一としました。

ハ 沖縄における関税制度上の特例措置

- ・ 沖縄においては、沖縄振興特別措置法を受け、特定免税店制度及び選択課税制度といった関税制度上の特例措置を平成23年度末まで講じていました。

【改正概要】

① 特定免税店制度関係

- 沖縄に限って特別に設けられている国内旅行者向けの免税店制度（特定免税店制度）について、現在対象としている航空機旅客に加え、船舶旅客を対象とするとともに、その適用期限を5年延長しました。

② 国際物流拠点産業集積地域関係

- 自由貿易地域及び特別自由貿易地域においては、保税工場等において外国貨物を原料として製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、本来の原料課税に代えて製品課税を選択できる制度（選択課税制度）及び保税蔵置場等許可手数料の軽減措置を講じてきましたが、これらの地域に代わって新たに創設される国際物流拠点産業集積地域においても同様の措置を講じることとしました。

〔業績目標 5-1-2〕：特殊関税制度の適正な運用

〔平成23年度実施計画〕

特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害への対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めています。

なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしており、平成23年度においても、これらの取組を着実に実施します。

〔事務運営の報告〕

特殊関税制度は、特別な事情がある場合に通常の関税のほかに割増関税を賦課する制度で、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するための「報復関税」、不当廉売された輸入貨物に対する「不当廉売関税」、外国政府による補助金付きの輸入貨物に対する「相殺関税」、予期しなかった輸入の増加に対処するための「緊急関税」があります。

・ 米国バード修正条項に対する報復関税

バード修正条項（1930年関税法を修正する条項）は、不当廉売関税及び相殺関税によ

り米国政府が得た税収を不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律で、不当廉売関税等の賦課及び税収の分配により二重の利益を与え、また、不当廉売関税等の賦課の提訴を助長する性質を持つとして、平成15年1月にWTO協定違反が確定しています。我が国は平成16年11月、本条項に対して対抗措置をとることについてWTOの承認を受け、平成17年9月1日、米国から輸入される玉軸受（ボーラーベアリング）等15品目につき、分配額に基づき税率15%の報復関税（適用期間1年）を発動しました。その後も依然としてWTO協定違反の状態が継続していることから平成18年から22年の間毎年、対抗措置を1年間延長し、また、平成20年の延長以降は、分配額の減少に応じて、対象品目を2品目（玉軸受及び円すいころ軸受）に絞り込むと共に、税率を順次10.6%、9.6%及び4.1%に変更しました。平成23年9月1日には、税率を1.7%に変更した上で6度目の延長を行いました。

(注) 本件については、EU及びカナダが平成17年5月から、メキシコが同年8月からそれぞれ対抗措置を発動し、このうちEUは平成23年においても対抗措置を延長しました。

【事務運営プロセスの改善に係る取組】

- (1) 平成24年度関税改正に当たって、関係省庁の要望に係る検討をより効果的・効率的に行うため、一覧的・統一的に関税措置の必要性等に係る客観的情報、政策分析等の提示を求め、それらを十分に活用して、効率的な事務運営に努めました。
- (2) 特殊関税制度の運用に当たって、関係省庁間で綿密な連携をとりながら、透明かつ公平・適正な運用に努めました。

政策目標に係る予算額：平成23年度予算額：469百万円[22年度予算額：470百万円]

当該予算は、関税制度等の企画及び立案や、その基礎データとなる貿易統計等を作成するための貿易統計システムの開発・運用等に係る経費です。

5. 平成22年度政策評価結果の政策への反映状況

- (1) 平成24年度関税改正に当たっては、平成22年度政策評価結果で今後の政策等に反映すべきとして指摘された事項を踏まえて関税改正案を作成しました。また、その際、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集に努めました。
- (2) 報復関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・厳正な運用を行いました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

開発途上国の経済発展を支援する観点から、途上国からの輸入品に対して通常より低い税率を適用（特恵関税制度）しています。途上国の产品であっても競争力の高い产品については国と品目を指定して特恵関税の適用を除外することとしていますが（产品の競争力

に基づく国別・品目別特恵適用除外措置)、特恵関税の便益を幅広く途上国に及ぼすため、平成23年度関税改正において同措置の適用基準を見直した結果、平成23年度においては中国産463品目、タイ産2品目及びブラジル産1品目に対して特恵関税の適用が除外されています。

○参考指標 5-1-1：特恵関税を適用した輸入額 (単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
輸 入 額	23,912	20,775	15,519	17,632	10,152

(出所) 関税局関税課調

(注) 確定値による(平成23年度の1－3月分は確報値)。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 企画立案に向けた提言

① 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、関税改正案を策定し、これを政府税制調査会に諮った上で税制改正大綱を踏まえた関税改正法案を策定する必要があると考えます。

また、今後とも、政策評価の関税改正への活用を図る観点から、官民の検討の場における議論等を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集・検討を行った上で、毎年度の関税改正作業を行っていくことが必要であると考えます。

② 特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、関係省庁と緊密に連携しつつ、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用する必要があると考えます。

(2) 平成25年度予算要求等への反映

最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定及び特殊関税、特恵関税等の関税制度の改善とその適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。